

令和7年度 第23回庁議要旨

日時：令和8年3月24日（火）

午前9時～午前9時40分

会場：庁議室

[審議事項]

1 石巻市及び石巻市教育委員会における共催及び後援に関する事務取扱いについて（総務部）

近年、市以外の団体等から共催及び後援の申請が多様化しており、各課の判断に委ねられている現状では、取扱いのばらつきや説明責任の確保に課題が生じていることから、承認基準及び手続を明確化する規程の整備が必要となっている。

石巻市及び石巻市教育委員会における共催及び後援に関する事務取扱いを定めるもの。

(1) 主な内容

ア 共催及び後援の定義の明確化

主催：団体等が自ら計画し、予算をもって事業をするもの

共催：市が事業に参画し、主催団体等との共同の責任をもって事業をするもの

後援：市が事業の趣旨に賛同し、名義使用等を承認することによって支援するもの

イ 承認の基準

① 対象団体

次のいずれかに該当する団体等

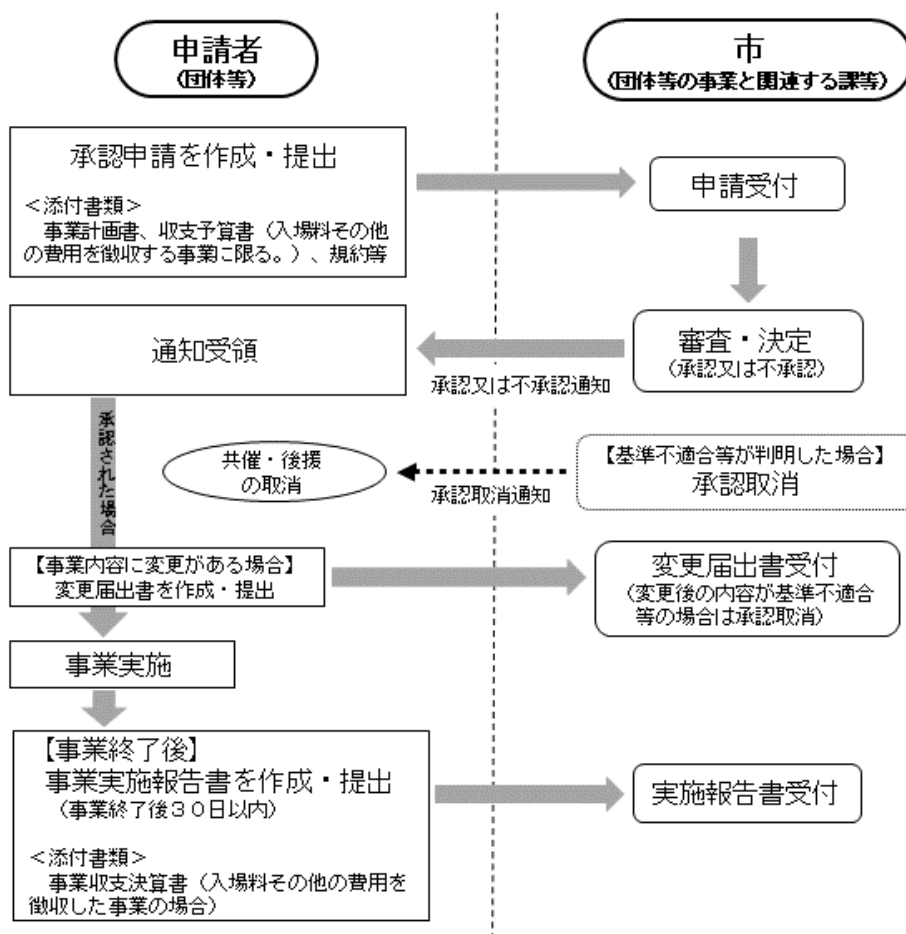
- ・ 国、地方公共団体又は公共的団体
- ・ 福祉、産業、教育、芸術、文化、スポーツ等の関係団体
- ・ 報道機関
- ・ その他市長が適当と認める団体等

② 対象事業

次のいずれにも該当する事業

- ・ 市民の福祉の向上又は産業、教育、芸術、文化、スポーツ等の普及及び振興に寄与し、公益性を有する事業
- ・ 市の施策の推進に寄与する事業
- ・ 営利を主たる目的としない事業
- ・ 政治的活動又は宗教的活動を目的としない事業
- ・ 公序良俗に反しない事業
- ・ 暴力団等が関与していない事業

③ 承認事務フロー



※上記フロー図中「市」は「市教育委員会」に読み替える。

④ 承認事務の所管

- ・団体等の事業に関連する課等が承認事務を行う。

(2) 今後の予定

- 令和8年3月 石巻市共催及び後援に関する規程の制定（施行予定年月日：令和8年4月1日）
- 石巻市教育委員会共催及び後援に関する規程の制定（施行予定年月日：同上）
- 4月 市ホームページ等で周知

2 石巻市人材育成基本方針の改訂、第3次石巻市人材育成基本計画及び第6次石巻市職員研修計画の策定について（総務部）

本市職員の人材育成については、石巻市人材育成基本方針（第2次改訂版）、第2次石巻市人材育成基本計画及び第5次石巻市職員研修計画に基づき推進してきた。

少子高齢化・人口減少、個人のライフプランやデジタル社会の進展等により、地方公共団体を取り巻く状況が大きく変化していることから、令和5年12月に総務省は「人材育成」、「職場環境の整備」や「デジタル人材の確保・育成」等を総合的に図るため、平成9年国指針を全面的に改正し、各地方公共団体が基本方針を改正等する際の新たな指針として、「人材育成・確保基本方針策定指針」を策定した。

国の指針を踏まえ、石巻市人材育成基本方針の改訂、第3次石巻市人材育成基本計画及び第6次石巻市職員研修計画の策定を行うもの。

(1) 主な内容

ア 石巻市人材育成基本方針（第3次改訂版）

① 目的

時代の変化に伴い、市民ニーズはより多様化・複雑化しており、専門的な対応能力がこれまで以上に重要となっている。

質の高い行政サービスを将来にわたり維持していくため、職員一人一人が行政課題に主体的に向き合い、市民の声を的確に把握してサービス向上に反映できるよう、計画的かつ継続的な人材育成を推進する。

② 主な内容

多様化・複雑化する市民ニーズに対応し、持続可能なまちづくりを目指す上で、限られた経営資源を有効に活用する事業の「選択と集中」は、これからの行政運営において避けて通れない重要課題となっている。

この課題を解決するため、石巻市人材育成基本方針（第2次改訂版）で具現化した「求められる職員像」に加え、新たに職階ごとの「必要となる主な能力」を明示する。

人材育成施策の展開に当たっては、「求められる職員像」の実現を目指し、「意欲と能力を高める職員研修の推進」、「能力を高め発揮できる職場風土の醸成」及び「意欲と能力を引き出す人事管理」の3つを方向性として掲げる。

イ 第3次石巻市人材育成基本計画

① 目的

多様化・複雑化する市民ニーズやDX推進への対応に加え、職員のキャリアへの不安を解消し、ウェルビーイングを向上させる必要がある。職員一人一人が意欲を持ち、能力を最大限発揮できる環境を整え、持続可能な行政運営を担う人材育成を推進する。

② 計画期間

令和8年度から令和12年度まで（5年間）

③ 人材育成ビジョン（目指す姿）

「石巻市に求められる行政運営」の実現に向けた職員の育成

	指 標	現 状 値	5年後の目標値
K G I	人材育成基本方針に定める「求められる役割を理解し、業務を遂行している」割合	77%	80%
K P I	研修受講率	93%	95%
	研修受講者の理解度（人事課主催）	65.2%	80%
	1人当たりの年間時間外勤務時間	142.7時間	117時間
	男性職員の育児休業の取得割合（1週間以上）	50%	85%
	年次有給休暇取得率（年5日以上）	91.5%	100%
	人事評価結果の給与等への反映	2回	2回
	管理的地位にある職員に占める女性職員の割合	29.6%	30%

ウ 第6次石巻市職員研修計画

① 目的

石巻市人材育成基本方針（第3次改訂版）及び第3次石巻市人材育成基本計画に基づき実施する研修についての具体の計画を示し、計画的かつ実行的な人材育成を推進する。

② 計画期間

令和8年度から令和12年度まで（5年間）

③ 重点項目

- ・新規採用職員の重点的な育成【継続】
- ・マネジメント能力の向上【再編】
- ・DXを推進する人材の育成【新規】
- ・キャリア形成の支援【新規】
- ・メンタルヘルスケアの充実【新規】

(2) 今後の予定

令和8年3月 石巻市人材育成基本方針（第3次改訂版）、第3次石巻市人材育成基本計画、第6次石巻市職員研修計画 策定

3 株式会社レノバとのゼロカーボンシティ実現に向けた連携協定の締結について（市民生活部）

株式会社レノバは、地域に適した様々な再生可能エネルギー発電所の開発・運営と、脱炭素ソリューションの提供を国内外で推進する事業者である。

先般、同社より、ゼロカーボンシティ実現に向けた連携協定を締結したいとの申出があり、取組内容について協議を行ってきた。

同社との協議が調ったことから、ゼロカーボンシティ実現に向けた連携協定を締結するもの。

(1) 主な内容

ア 連携事項

- ① 地域の脱炭素社会に向けた取組に関すること
- ② 再生可能エネルギーの創出・導入・利用拡大の促進に関すること
- ③ 脱炭素社会の実現に向けた環境教育活動に関すること
- ④ その他目的を達成するために必要な事項

イ 協定締結期間

協定締結の日から1年間とする。（以後、1年ごとに自動更新）

(2) 今後の予定

令和8年4月 連携協定締結

4 難聴児補聴器助成事業における助成対象者の拡大及び助成対象品目の追加について（保健福祉部）

本市では、平成25年4月より、身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の軽度・中度難聴児に対して補聴器の購入及び修理に要する経費の一部又は全部を助成する、難聴児補聴器助成事業を実施している。

本事業の実施に当たり、市町村振興総合補助金を活用しているところであるが、令和8年2月、宮城県より、令和8年度からの市町村振興総合補助金について、難聴児補聴器助成事業に係る補助金交付要綱の改正を行う予定である旨の通知があり、これまで対象とならなかったより軽度な難聴児や特例補装具を必要とする難聴児への支援ができる環境が整備された。

難聴児補聴器助成事業に係る助成対象児童及び助成対象品目の拡充を図り、購入支援を行うもの。

(1) 主な内容

改正点	改正後	改正前
助成対象者	① 両耳の平均聴力レベルが30デシベル以上の児童 ② 聴力レベルが30デシベル未満の児童で、医師が必要と認めた者	両耳の平均聴力レベルが30デシベル以上の児童
	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	18歳未満の児童
助成対象補聴器の種類	補聴器及び補聴援助システムの購入に要する費用を助成する	補聴器の購入に要する費用を助成する
特例補装具に対する助成	県と協議を行い、県が認めた場合に助成対象とする	(なし)

(2) 今後の予定

令和8年3月 石巻市難聴児補聴器購入助成事業実施要綱の一部改正
(施行予定年月日：令和8年4月1日)
4月以降 市ホームページによる周知

5 石巻市公立幼稚園・保育所・こども園再編計画に基づき再編した私立の保育所、こども園の主催行事に係る石巻市複合文化施設等の使用料の減免について（教育委員会）

石巻市公立幼稚園・保育所・こども園再編計画に基づき再編した私立の保育所、こども園が主催する行事で石巻市複合文化施設、石巻市河北総合センター及び石巻市多目的ふれあい交流施設（以下「石巻市複合文化施設等」という。）を使用する場合、市立保育所、こども園とは異なり、使用料の減免を適用していないが、本市が推進している再編計画に基づき、市立保育所、市立幼稚園が再編されたものであり、減免の適用について相談を受けていた。

今般、第2次石巻市公立幼稚園・保育所・こども園再編計画に基づき再編する私立保育所、子ども園が、令和8年4月をもって全て開設が完了することとなった。

また、石巻市多目的ふれあい交流施設使用料規則においては、市立こども園が主催する行事で使用する場合の規定が明記されておらず、窓口において支障をきたす事例が生じていた。

石巻市公立幼稚園・保育所・こども園再編計画に基づき再編した私立の保育所、こども園が主催する行事で石巻市複合文化施設等を使用した場合の使用料の取扱いを改めるもの。

また、石巻市多目的ふれあい交流施設使用料規則に市立こども園が主催する行事で使用する場合に減免対象であることを明記するもの。

(1) 主な内容

ア 石巻市公立幼稚園・保育所・こども園再編計画に基づき再編した私立の保育所、こども園が石巻市複合文化施設等を主催事業で使用した場合の使用料の減免

- ・主催する事業で使用した場合の使用料は、市立保育所・こども園と同様に100%減免とする。
- ・ただし、減免する期間は3年間とし、令和11年3月31日までの使用に限定する。

イ 石巻市多目的ふれあい交流施設使用料規則の改正

【現行】

減免対象	減免率		
	施設使用料	冷暖房料	設備使用料
・市立の小中学校、幼稚園その他の教育施設、教育団体が主催する行事に使用する場合	100%	100%	100%
・市立の保育所が主催する行事に使用する場合	100%	100%	100%

【改正】

減免対象	減免率		
	施設使用料	冷暖房料	設備使用料
・市立の小中学校、幼稚園その他の教育施設、教育団体が主催する行事に使用する場合	100%	100%	100%
・市立の保育所、 <u>こども園</u> が主催する行事に使用する場合	100%	100%	100%

(2) 今後の予定

令和8年3月 石巻市複合文化施設使用料規則、石巻市河北総合センター条例規則及び石巻市多目的ふれあい交流施設使用料規則の一部改正（施行予定年月日：令和8年4月1日）

4月 大橋保育園開園

令和8年教育委員会第4回定例会において報告

6 石巻市文化芸術振興基金の運用について（教育委員会）

石巻市博物館においては、毛利コレクションをはじめ、石巻地域の人々の暮らしや文化、歴史を後世に受け継いでいくべき貴重な資料を所蔵しているが、膨大な点数となっており、その多くは調査整理の途中であり、このような状況を踏まえ、市内の篤志の方から、早期の資料調査を実施し、その結果を広く市民に公開してほしいということで寄附をいただいた。

また、本市が設立に当たって出捐していた公益財団法人石巻市芸術文化振興財団が令和7年4月1日に解散し清算事務を行っていたところ、令和8年1月に清算を結了し、その残余財産について本市に寄附をいただいた。

本市の文化芸術の振興に資するよう、市民一人一人が生涯を通して学ぶことのできる環境の整備、多様な学習機会や発表の場の提供等に活用するため、上記の寄附金等を基に、令和8年1月、石巻市文化芸術振興基金を創設したところである。

今後、同基金の活用を見据え、その活用内容等について、「石巻市文化芸術振興基金運用要綱」を制定し、基金の適正な運用を図るもの。

(1) 主な内容

石巻市文化芸術振興基金は、次の事業の実施に要する経費に対して処分することができる。

ア 博物館所蔵資料の調査整理に関する事業

イ 文化芸術振興拠点施設の機能強化に関する事業

ウ 前各号に掲げるもののほか、文化芸術の振興に寄与するものとして、市長が特に必要と認める事業

(2) 今後の予定

令和8年4月 石巻市文化芸術振興基金運用要綱制定（施行予定年月日：令和8年4月1日）
令和8年石巻市教育委員会第4回定例会において報告

[報告事項]

1 紋章の使用申請に係る取扱いの見直しについて（総務部）

石巻市紋章の使用に関する規程（以下「規程」という。）において、市主催事業に係る使用基準及び使用申請の取扱いが明確でないことから、本来申請を要しない場合でも申請が行われるなど、運用上の支障が生じている。このため、取扱いを明確化し、適正かつ効率的な事務運用を図るべく、規程の見直しを行う必要がある。

市及び国又は地方公共団体（以下「市等」という。）が紋章を使用する場合には、使用申請を要しない規定を新設し、手続を簡潔にすることで、事務の負担軽減及び効率化を図るもの。

(1) 主な内容

ア 紋章の使用申請を要しない場合の取扱いについて

市等が紋章を使用する場合は、使用申請を要しないものとし、紋章を使用した事業、行事等の終了後、速やかに紋章の使用状況を確認できる資料（紋章を使用した媒体、使用箇所の写真等）を総務課へ提出する。

イ 庁内外への周知の実施

上記取扱いの見直し内容を踏まえた、紋章の使用に係る事務手続について市ホームページ及びグループウェアにて周知する。

(2) 今後の予定

令和8年3月 石巻市紋章の使用に関する規程の一部を改正する訓令
（施行予定年月日：令和8年4月1日）
4月 市ホームページ等で周知

2 石巻市特定事業主行動計画（次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法）の統合について（総務部）

平成15年7月に急速に進行する少子化を背景として、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）が制定、また、平成27年9月に女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることを目的として、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女活法」という。）が制定され、国及び地方公共団体は、雇用主の立場から「特定事業主行動計画」を策定することが義務付けられた。

本市では、平成17年4月に次世代法に基づく「石巻市特定事業主行動計画～共に支えあう仕事と育児の両立の推進～」を、平成28年3月に女活法に基づく「石巻特定事業主行動計画～女性が輝く社会のために～」を策定し、職員の多様で柔軟な働き方や女性が輝ける職場づくりの実現に向けて取り組んできたところである。

令和6年5月に次世代法の一部改正があり、改正内容を踏まえ、令和7年3月に次世代法に基づく特定事業主行動計画（第5期）を策定したところであるが、令和7年6月に女活法の有効期限が令和18年3月まで10年間延長されるなど、所要の改正が行われたことから、令和8年3月までを計画期間としていた女活法に基づく特定事業主行動計画（第4期）の策定を行う必要が生じた。

次世代法及び女活法に基づく特定事業主行動計画の策定にあたっては、国から一体的に策定することも可能とされ、多くの自治体でも一体的な計画として策定していることから、本市においても、策定済の次世代法に基づく特定事業主行動計画（第5期）に、新たに策定する女活法に基づく特定事業主行動計画（第4期）を統合する形での検討を行ってきた。

職員のワーク・ライフ・バランスの実現と多様な人材が活躍できる職場を作るための次世代法及び女活法に基づく特定事業主行動計画について、より効果的で分かりやすく、実効性のある施策展開を目的に統合して策定したもの。

(1) 主な内容

ア 計画名（副題）

石巻市特定事業主行動計画～「仕事と子育ての両立」と「女性の活躍推進」～

イ 計画期間

令和11年度末（令和12年3月31日）まで

ウ 構成内容

「はじめに」、「Ⅰ 総論」、「Ⅱ 現状の把握」、「Ⅲ 取組内容」、「Ⅳ 目標設定」の5区分で構成

エ 主な取組内容

本市が策定する各種計画等との整合性を図りつつ、より効果的で分かりやすく、実効性のある施策展開を目的に、以下4つの柱を掲げ、各種取組を推進する。

No.	柱（項目）	主な取組内容
1	多様で柔軟な働き方に関する支援制度の周知等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休暇、休業等に係る制度の周知 ・ 経済的支援に係る制度の周知 ・ 各種ハンドブックの作成・配付 など
2	多様で柔軟な働き方を実現するための措置の拡充等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休暇制度の拡充、導入検討 ・ 早出遅出勤務（時差出勤）制度の導入 ・ 勤務間インターバル制度、テレワークの導入検討 ・ ハラスメント対策の強化 など
3	制度を利用しやすい環境づくり・支援体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 代替職員の配置等 ・ 各種研修の実施、相談体制の構築 ・ ワーク・ライフ・バランス、業務改善・業務効率化の推進 ・ 意向調査の有効的な活用 など
4	次世代育成・女性活躍推進に向けた投資	<ul style="list-style-type: none"> ・ インターンシップ（職場体験・就業体験）の積極的な受入れ ・ 本市策定の各種計画の推進 など

オ 目標設定の内容

具体的な取組の成果を測るため、以下の数値目標を設定する。

- ① 男性職員の育児休業の取得割合：1週間以上取得する男性職員の割合を毎年度85%以上
- ② 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合：30%以上（毎年度4月1日現在）
- ③ 1人当たり年間時間外勤務時間数：令和6年度実績を基準に毎年度3%ずつ減少

(2) 今後の予定

令和8年3月 本計画公表（市ホームページ掲載）

3 石巻市消防団の組織の見直しについて（危機管理部）

昨今、少子高齢化や人口減少、被雇用団員の増加、勤務形態の多様化などによる社会情勢の変化により、全国的に消防団員の確保が課題となる中、本市においては、前述の社会的要因に加え、副分団長以上の役職である消防団員が3年毎の改選期において一定数が退団する組織的な要因もある。

このような課題に対応し、地域住民の生命、身体及び財産を火災その他の災害から保護し、地域の安全の確保を図る消防団の持続可能な体制づくりを進めていく必要がある。

本市消防団の組織体制や管轄区域を見直すことにより、消防団員数減少の抑制を図るとともに現状消防団員数が不足している区域を補完するもの。

(1) 主な内容

改編後の組織内容

改編後	改編前	増減
1市団	1市団	増減なし
7地区団	7地区団	増減なし
18分団	42分団	▲24分団
33部	58部	▲25部
99班	175班	▲76班

※班長以上の人数については、次回改選期（令和11年3月）までに本改正による組織体制に基づき整理する。

(2) 今後の予定

なし

4 石巻市住民自治組織設立支援事業補助金の廃止について（市民生活部）

協働によるまちづくりを推進するため、地域の課題の解決へ向けた取組や、地域の特性や資源を活かした個性ある地域づくりを行うことを目的とした、住民自治組織の設立へ向けた事業を実施する団体に対して、事業や会議費用等に係る補助金を交付することにより、組織の設立支援を行ってきた。

令和7年8月に市内全地区で住民自治組織が設立されたことにより、目的が達成されたため、当該補助金を廃止するもの。

(1) 主な内容

石巻市住民自治組織設立支援事業補助金を廃止する。

(2) 今後の予定

令和8年3月 石巻市住民自治組織設立支援事業補助金交付要綱廃止
（施行予定年月日：令和8年4月1日）

5 石巻市重層的支援体制整備事業の実施について（保健福祉部）

少子高齢・人口減少、地域社会の脆弱化等、社会構造の変化の中で、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現が求められている。

こうした考え方を具体化するため、高齢者、障害者、子ども子育て、生活困窮者等における複合的な問題に対し、各種関係機関による対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、支えあう地域づくりに向けた支援を包括的に実施することを目的とした、重層的支援体制整備事業に係る社会福祉法の一部を改正する法律が、令和3年4月1日に施行された。

本市においても、改正法に基づいた支援体制を整備する必要が生じているため、令和8年度から重層的支援体制整備事業を実施することとし、令和6年度より移行準備を進めている。

包括的支援体制を推進するため、重層的支援体制整備事業を実施するもの。

(1) 主な内容

重層的支援体制整備事業

本事業は、市内に住所又は居所を有する者であって、地域生活課題に対する支援が必要と認められる者及びその者が属する世帯の世帯員に対して、以下の内容を実施する。

ア 事業内容

① 包括的相談支援事業

高齢、障害、子ども子育て、生活困窮などの各担当相談窓口において、内容や属性を問わず相談を受け止め、庁内外の各種関係機関で情報共有するなど連携した相談支援を実施する。

② 参加支援事業（新規）

社会参加支援の必要がある対象者と地域や社会をつなぐため、対象者の状況に応じた地域活動や団体または事業等への参加調整を実施する。

③ 地域づくり事業

地域互助活動促進事業などの、地域に多様なつながりが生まれやすい環境整備に向けた支援を実施する。

④ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（新規）

包括的相談支援事業等により把握した対象者について、積極的・継続的に家庭訪問し、対象者との関係を構築しながら各種支援制度等につなぐための支援を実施する。

⑤ 多機関協働事業（新規）

包括的相談支援事業では対応が難しい複合化・複雑化した課題を有する世帯等について、各種関係機関で構成する重層的支援会議等により、支援の方向性を協議・実施する。

⑥ 支援プラン作成（新規）

多機関協働事業における対象者を調査し、地域生活課題に対してどの支援機関がどのように支援していくのか、支援の方向性と支援担当者を明確にしたプラン案の作成を実施する。

イ 会議体の設置

本事業については、本市が主体となり実施するほか、各種関係機関と連携するため、以下の会議体を設置する。

① 重層的支援会議（新規）（本人家族からの同意を得て開催）

構成員：本事業に掲げる事業を実施する支援関係者、民生委員・児童委員又は自治会関係者、行政機関に所属する者、その他市長が認める者

主な所掌事務：

- ・ 支援プラン作成、支援プランの適切性及びモニタリングによる支援の進捗状況の確認
- ・ 支援プランに基づく支援終了時等の評価

② 支援会議（新規）（本人家族からの同意なしで開催）

構成員：本事業に掲げる事業を実施する支援関係者、民生委員・児童委員又は自治会関係者、行政機関に所属する者、その他市長が認める者

主な所掌事務：

- ・ 対象者に対する支援を図るために必要な情報の交換
- ・ 対象者等が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制の検討

③ 多職種連携会議（市内15地区）

構成員：保健福祉部関係各課、教育委員会、各総合支所市民福祉課、その他支援団体等

主な所掌事務：

- ・ 各地区の地域生活課題と地域活動等の状況を把握・確認
- ・ 包括的相談支援担当者及びその他支援団体間における連携体制の構築

(2) 今後の予定

令和8年3月 石巻市重層的支援体制整備事業実施要綱制定（施行予定年月日：令和8年4月1日）

石巻市障害者相談支援事業実施要綱一部改正（施行予定年月日：令和8年4月1日）

石巻市生活困窮者自立相談支援事業実施要綱一部改正

（施行予定年月日：令和8年4月1日）

石巻市子ども・子育て利用者支援事業実施要綱一部改正

（施行予定年月日：令和8年4月1日）

4月 重層的支援体制整備事業の実施

6 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業に係る手続き等の明確化について（保健福祉部）

本市における小児慢性特定疾患児への日常生活用具給付については、これまで国の小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業に準じて、平成25年4月から実施してきたところである。

児童福祉法の改正をうけ、国は、これまで予算事業であった本事業について、医療技術の進歩で増加した在宅療養児を生活全体で包括的に支えるため、平成29年に名称を小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業に改めた上で、小児慢性特定疾病対策等総合支援事業の1つに位置付け、法定事業化した。

同事業の法定事業化以降、本市においても、国の指針に準じて運用を行ってきたところであるが、制度の適正かつ円滑な執行を図るため、手続き等を明確化する必要が生じている。

国の制度に基づいて、本市における小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施に係る手続き等の明確化を図るもの。

(1) 主な内容

国の小児慢性特定疾病対策等総合支援事業実施要綱（小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業）に基づき、給付対象者、用具、負担額、申請手続等について明確化するもの。

(2) 今後の予定

令和8年3月 石巻市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱廃止

4月 石巻市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱制定
(施行予定年月日：令和8年4月1日)

7 石巻市放課後児童クラブの定員数の変更について（保健福祉部）

本市の放課後児童クラブは、現在、全48か所で運営しており、女性の就業率の上昇や共働き家庭の増加を背景に令和7年度の利用児童が5地区において定員数を上回り、待機児童が発生する状況であるほか、令和8年度の利用申請の受付状況においても同様に待機児童が発生している。

特に25名以上の待機児童が発生している釜地区及び蛇田地区のうち、釜地区については、釜地区第三放課後児童クラブを新規設置することで待機児童の解消を図ることとなったものの、建設年である令和8年度についても解消対策が求められている。

また、蛇田地区については、定員に達していない向陽地区第二放課後児童クラブを代替場所とすることで応急措置を講じたが、令和8年度以降の抜本的な対策が必要となっている。

今般、各放課後児童クラブ運営委託事業者との協議の結果、指導員の増員等により支援体制を整備することが可能となった。

放課後児童クラブの定員数を変更することで、待機児童を解消し、児童の安全の確保及び健全育成を図るもの。

(1) 主な内容

【変更内容】

釜地区第二、蛇田地区第一、蛇田地区第二放課後児童クラブの定員数を以下のとおり変更する。

【定員数】

名称	令和8年度～	現行
釜地区第二	70人	50人
蛇田地区第一	70人	40人
蛇田地区第二	50人	40人

(2) 今後の予定

令和8年3月 石巻市放課後児童クラブ条例施行規則の一部改正

(施行予定年月日：令和8年4月1日)

学校や保護者への周知

4月 令和8年度石巻市放課後児童健全育成事業運営業務委託契約締結

8 道の駅「上品の郷」温泉保養施設利用料金の改定について（河北総合支所、産業部）

道の駅「上品の郷」の温泉保養施設は年間約17万人の方々にご利用いただいているが、昨今のエネルギー価格の世界的な高騰による光熱水費の増加や人件費の上昇が重なり、現行の利用料金では運営コストを賄いきれない状況となっている。

今後もサービスの品質を維持・向上させ、施設の持続的な運営を確保するため、収益の改善が必要となっている。

今般、指定管理者である株式会社かほく・上品の郷から、温泉保養施設利用料金の改定について協議の申出があった。

道の駅「上品の郷」の温泉保養施設利用料金を改定することにより、施設の持続的な運営を図るもの。

(1) 主な内容

ア 下表のとおり石巻市道の駅「上品の郷」の温泉保養施設利用料金を改定する。

区 分		改 定 後	現 行	
入浴	平日	一般	<u>780円</u>	<u>650円</u>
		小・中学生	300円	300円
	休日	一般	780円	780円
		小・中学生	300円	300円
入浴割引回数券 (11回券)	一般	<u>7,800円</u>	<u>6,500円</u>	
小休憩室 (1時間につき)	8 畳間	<u>560円</u>	<u>550円</u>	
	12 畳間	<u>780円</u>	<u>770円</u>	

※平日シニア限定割引（65歳以上 利用料金700円）

（土曜日、日曜日、祝日、盆期間（8月13日～16日）及び年末年始期間（12月29日～1月3日）を除く。）

イ 適用開始日 令和8年6月1日

(2) 今後の予定

令和8年4月～ 道の駅「上品の郷」温泉保養施設利用料金の改定について周知
6月 道の駅「上品の郷」温泉保養施設利用料金の改定

9 石巻市6次産業化・地産地消推進助成金の廃止について（産業部）

東日本大震災からの復興を後押しする観点から、農林水産物の地域資源の再生はもとより、高付加価値化を図るため、平成26年4月に石巻市6次産業化・地産地消推進助成金を創設し、1次産業、2次産業及び3次産業を営む2つ以上の事業者がネットワークを形成して取り組む新商品開発、販路開拓等の事業に対して助成金を交付してきたが、近年、ネットワーク形成の困難さ等により助成件数が伸び悩んでいることから、今後の事業のあり方について検討する必要性が生じている。

石巻市6次産業化・地産地消推進助成金を廃止するもの。

(1) 主な内容

石巻市6次産業化・地産地消推進助成金を廃止する。

(2) 今後の予定

令和8年3月 石巻市6次産業化・地産地消推進助成金交付要綱の廃止
(施行予定年月日：令和8年4月1日)

10 中心市街地賑わい創出事業（石巻市空き地・空き店舗活用事業助成金）の一部見直しについて（産業部）

令和7年3月に内閣総理大臣の認定を受けた第4期中心市街地活性化基本計画に基づき、空き地又は空き店舗を活用して事業等を行う者に対して物件の購入費、賃借料及び整備費用を助成する「石巻市空き地・空き店舗活用事業助成金」を、中心市街地賑わい創出事業の一つとして実施している。

近年、事業者の出店業態が多様化してきていることから、助成金の交付対象となる基準を明確化する必要が生じている。

中心市街地賑わい創出事業（石巻市空き地・空き店舗活用事業助成金）の見直しを行い、交付基準を明確化するもの。

(1) 主な内容

石巻市空き地・空き店舗活用事業助成金の交付基準の見直しを行う。

【主な変更内容】

区分	改正後	現行
空き店舗の定義	前の入居者が退去した後又は物件の完成から3月が経過しても入居者が決まらない店舗であって、 <u>1階又は2階にあり、道路に面しているもの</u>	前の入居者が退去した後又は物件の完成から3月が経過しても入居者が決まらない店舗であって、 <u>1階又は2階にある路面店</u>
助成対象者	空き地・空き店舗を <u>事務所または倉庫</u> としてのみ活用しようとしていないこと。	空き地・空き店舗を倉庫としてのみ活用しようとしていないこと。
助成対象外	<u>(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する事業を行う者。</u> <u>(2) 特定の政治、宗教または選挙活動を目的とする事業を行う者。</u> <u>(3) 公序良俗に反するおそれがあると認める事業を行う者。</u> <u>(4) 酒類の提供を主として行う事業を行う者。</u>	

(2) 今後の予定

令和8年3月 石巻市空き地・空き店舗活用事業助成金交付要綱の一部改正
 (施行予定年月日：令和8年4月1日)

11 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に向けた対応について（産業部）

近年、食品流通の効率化や取引の透明性の確保が求められる中、不適正な取引や情報の非対称性が課題となっており、こうした状況を踏まえ、食品流通合理化法及び卸売市場法が改正され、食品等の取引の適正化や、農林水産大臣が指定する飲食料品のコスト指標等の公表に関する規定が設けられた。

食品流通の合理化及び取引の適正化に向け、公正で透明性の高い取引環境の整備を行うもの。

(1) 主な内容

卸売予定数量及び卸売数量と価格公表の継続に加え、今後、農林水産大臣が指定する追加品目に対

応すべく、指標及び措置の内容について規定する。

※ 現在の指定品目：米穀・野菜・豆腐・納豆・飲用牛乳（成分調整牛乳を除く）の5品目。

(2) 今後の予定

令和8年3月 石巻市水産物地方卸売市場業務規則の一部改正

(施行予定年月日：令和8年4月1日)

12 石巻市みどりの基本計画策定懇談会の設置期間の延伸について（建設部）

都市緑地法第4条第1項の規定に基づき、「石巻市みどりの基本計画」の策定に当たり、専門的見地から意見を聴取し、計画へ適切に反映させることを目的として、「石巻市みどりの基本計画策定懇談会」を設置し、その設置期間を令和8年3月31日までとしている。

令和6年度よりこれまでに策定懇談会を3回開催し、構成員から幅広い専門的意見を聴取してきたところであるが、計画内容の精査及び意見の十分な反映にはなお時間を要する状況にあり、より実効性の高い計画とするためには、引き続き専門的見地からの意見聴取が必要である。

専門的知見を有する学識経験者等から継続して幅広く意見を聴取するため、「石巻市みどりの基本計画策定懇談会」の設置期間を令和9年3月31日までに延伸したものの。

(1) 主な内容

【改正内容】 石巻市みどりの基本計画策定懇談会の設置期間の変更

	改正後	改正前
設置期間	令和9年3月31日まで	令和8年3月31日まで

(2) 今後の予定

令和8年4月 第2回石巻市みどりの基本計画策定庁内ワーキンググループ

第3回石巻市みどりの基本計画策定庁内検討会議

5月 第4回石巻市みどりの基本計画策定懇談会

6月 第3回石巻市みどりの基本計画策定庁内ワーキンググループ

7月 第4回石巻市みどりの基本計画策定庁内検討会議

8月 第5回石巻市みどりの基本計画策定懇談会

【その他】

・第9回いしのまき復興マラソンの協力の御礼（市民生活部）

以上